



各 位

平成 18 年 5 月 12 日

会 社 名 株 式 会 社 千 趣 会
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 行 待 裕 弘
(コード番号 8165 東証・大証 第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 ・ IR 広 報 部、
財 務 企 画 部 管 掌 藤 由 和 秀
(T E L 06-6881-3100)

内部統制システム整備の基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システム整備の基本方針について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンスポリシー」を制定の上、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として企業倫理ヘルプラインを開設することとしております。

役員(取締役・監査役・執行役員)及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての企業倫理ホットラインを通じて、役員に関しては監査委員会に、従業員に関しては倫理コンプライアンス委員会に付議し、審議することとします。

また、審議の結果については、必要に応じ監査役会に報告することとします。

役員及び従業員に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施することとしております。

会社における内部統制については、規程に基づき、社長直属の監査部を設置し、業務運営の状況の把握と改善を図るため内部監査を実施し、社長に報告する体制をとることとしております。

知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェック、製造物責任については、品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行うこととしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書取扱規程、データ管理規程に基づき保存・管理を徹底することとしております。

会社の重要な機密事項に関しては、別途、機密文書取扱規程を設け厳重に管理を行うこととしております。

重要な規程の改定は取締役会の承認を得て実施することとしております。

取締役の職務の執行にかかる情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の経営の根幹に係わるリスク管理については、規程を制定しており、これに基づき、危機管理委員会及びその下部に災害対策分科会等を常設することとしております。

危機管理における具体的な対応については、マニュアルを整備し、運用が図れる体制をとることとしております。

取締役の不測の事態に対する体制として、規程を制定し、業務代行が円滑に行える体制をとることとしております。

財務リスクに備えるため、デリバティブ取引などにおける規程の制定を行い、運用すること、リスク回避を行うこととしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社規、決裁事項申請に関する規程を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、従業員の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を高めることとしております。

取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入しております。

経営の意思決定の迅速化と効率化を図るため執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を明確に区分し、原則として取締役と執行役員の兼務は行わず、取締役は各部の管掌取締役として、監督・指導を行うこととしております。

迅速な意思決定や各部門の執行状況をチェックするため、取締役会とは別に経営会議を設け、職務執行の効率性を高める体制をとることとしております。

組織業績のモニタリング指標や評価指標の策定を効果的に支援するフレームワークとして、BSC（バランス・スコアカード）を活用する手法を導入しており、経営会議においてそのレビューと結果のフィードバックを実施するシステムを構築することとしております。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、関係会社管理規程を制定し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社でもチェックを行うこととしております。

親会社の取締役が子会社を管掌することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。

監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行っております。

グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部情報に関する規程を制定し、グループ会社従業員に対して共通のコンプライアンス教育を実施することとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の求めに応じ、監査役専任スタッフを置くこととします。

監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は経営会議に常時出席している他、必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けることとしております。

危機管理委員会やその分科会、企業倫理ヘルプラインにおける重大な事項その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告することとします。

監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとしております。

監査部門が実施した内部監査の結果報告を実施することとしております。

監査役は代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施することとしております。

監査役監査を定期的実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を得ることとしております。

必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応することとします。

以上